

飲食店経営者の皆様へ

中小企業者(飲食業)緊急経営支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛が続く中、特にその影響が大きい飲食店を営む皆様を支援するため、市では中小企業者(飲食業)緊急経営支援給付金支給事業を実施します。

◆要件 (全ての要件を満たす場合、給付の対象となります)

- 主として飲食店を営む方(お持ち帰りサービス、配達飲食サービスは除きます)で、通常、午後9時以後も営業し、酒類の提供を行っている方。
- 中小企業者、小規模企業者、個人事業主のいずれかに該当し、本市内に本社又は本店を有する方
- 日本フードサービス協会に加盟していない方
(フランチャイズ店の場合は、加盟先の店舗が協会に加盟していない方)
- 食品衛生法第52条の許可を受けている方
- 令和3年3月31日以前に開業し、新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに則した対策を講じており、本給付金受給以降も事業継続の意思がある方
- 令和3年1月から3月のいずれかの月の売上が新型コロナウイルス感染症拡大以前に比べ20%以上減少している方等
- 市税の滞納がない方
- 暴力団ではない方及び暴力団との利害関係がない方

※市税の納付状況については、市で確認の上、審査させていただきます。
※偽り又はその他不正な手段により給付を受けたときは、返還を求められます。
※中小企業者(観光等)緊急経営支援給付金との重複申請はできません。

◆支給額

1事業者につき、20万円

※1事業者が複数の飲食店を営む場合でも申請は1件となります。

◆申請方法 郵送又は下記提出先に持参

◆提出期限 令和3年7月30日(金) 必着

◆必要書類

- ①天童市中小企業(飲食業)緊急経営支援給付金申請書(兼)請求書
- ②振込先の口座番号及び口座名義のわかる通帳又はキャッシュカードの写し(申請者と同一のもの)
- ③令和元年分(平成31年分)の確定申告書又は住民税申告書の写し及び収支内訳書の写し(平成31年4月以降開業の場合は令和2年分)
※法人の場合はそれに類するもの(飲食店を営むこととその所在地がわかる書類)
※令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に開業した場合は、開業届の写し
- ④市外に住民票を有する個人事業主…お住まいの自治体の平成31年度の納税証明書(住民税・固定資産税)
- ⑤食品営業許可証の写し
- ⑥午後9時以後も営業し、酒類を提供していることが分かる書類(ホームページの写し、メニュー表など)

【問合せ・提出先】

〒994-8510 天童市老野森1-1-1 天童市役所経済部商工観光課
Tel : 023-654-1111 (内線224・225) FAX : 023-653-0744

▶ **Q 1** 営業時間が午後9時までですが、対象になりますか。

▶ **A 1** 午後9時以後も営業し、酒類等の提供を行っていることが条件ですので、午後9時閉店の事業所は対象となりません。

▶ **Q 2** 他に新型コロナウイルス感染症関係の市からの補助を受けている場合、この給付金と両方を申請することはできますか？

▶ **A 2** 「天童市中小企業者（観光等）緊急経営支援給付金」との併用はできません。

▶ **Q 3** 市内で飲食店を複数営業しています。申請は店舗ごと可能ですか？

▶ **A 3** 1事業者（1社）1申請となりますので、申請は1件となります。

▶ **Q 4** 申請後、どのくらいの期間で振り込まれますか？また、振込に際してお知らせ等がありますか？

▶ **A 4** 申請件数にもよりますが、概ね申請から2週間程度で振り込みます。また振込に際しては、別途、市役所から「交付決定通知書」を郵送します。

▶ **Q 5** 申請者と異なる名義の口座を振込先に指定することはできますか？

▶ **A 5** 原則、申請者と同一の口座を指定してください。
申請者と異なる名義の口座に振込先を指定する場合は、別途、申請者から指定された口座の名義人への委任状（任意様式：要押印）が必要となります。

▶ **Q 6** 市外に居住し、天童市内で個人経営の飲食店を営んでいます。この場合の市税の納付状況等の確認はどのように行われますか？

▶ **A 6** 個人経営で市外に住所を有する方は、天童市で納付状況を確認することができません。
お手数ですが、お住まいの市区町村で令和元年度（平成31年度）の納税証明書（住民税・固定資産税）を発行の上、申請書に添付してください。
なお、書類に不備がある場合は、後日御本人に連絡の上、提出後に振込となるなど、手続きに遅れが生じる場合があります。

▶ **Q 7** 令和元年分（平成31年分）の確定申告書又は収支決算書の控えを紛失してしまいました。その場合どうしたら良いですか？

▶ **A 7** 申告書等を紛失した場合は、申告書等をご提出された所で発行することが可能です。税務署又はお住まいの自治体の市役所税務担当課にお問合せください。

▶ **Q 8** 令和3年1月1日以降に開業したため、前年分の確定申告書・収支決算書がありません。その場合、減収を証明するものとして帳簿等の提出は必要ですか？

▶ **A 8** 申告書に記載する減収割合は自己申告制のため、帳簿等を申請書に添付する必要はありませんが、開業届を御提出ください。なお、給付金の証明書類として、各自5年以上保管する必要があります。

▶ **Q 9** 前年途中又は今年に入り廃業しました。この場合でも、給付金を受け取ることができますか？

▶ **A 9** 本給付金受給以後も事業継続の意思がある方が対象となるため、給付金を申請することはできません。また、相続等により事業承継を行った場合は、現在の事業者が本給付金の対象となります。

▶ **Q 10** 天童市内で事業所を営んでいます。法人登記の本店は市外（社長宅）で登録されています。市外では営業を行っていませんが、この場合給付金の対象となりますか？

▶ **A 10** 給付の要件は、本社又は本店が市内にある事業所が対象となっています。ご質問の件については、本店が本市に有するとの解釈であることから給付金の対象となります。

▶ **Q 11** 飲食店の定義を教えてください。

▶ **A 11** 国が定める日本標準産業分類で規定される飲食店が対象となります。ご不明な点は、問合せ先にご連絡下さい。